

(公社) 沖縄県建築士会の規程を改正する試案について

新改正する試案

公益社団法人沖縄県建築士会 会員表彰及び慶弔規程 九プロ事例を掲出

新改正理由

・現行慶弔規程は、平成7年12月以降改正が行われておらず、そのため、九プロ事例を参考に改正し、表彰規程（平成29年1月11日改正）と統合する。

メンバーズコメント等の募集

本会の規程の新改正試案について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

平成30年9月12日(水)～平成30年10月3日(水)

2. 意見の提出先等

- ①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②書式は、自由とします。

沖縄県建築士会 会員表彰及び慶弔規程 比較

会員表彰及び慶弔規程（改正試案）	公益社団法人 沖縄県建築士会 表彰規程（従前）
第1条（目的） 第2条（会員の表彰） 第3条（表彰者の決定） 第4条（表彰の方法） 第5条（記録）	施行 平成29年1月11日 第1条（目的） 第2条（被表彰者） 第3条（選考） 第4条（表彰の方法） 第5条（記録）（目的） 付則
（目的） 第1条 この程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という）に顕著な功労のあった会員の表彰又慶弔について定める。	（目的） 第1条 この規程は、本会の目的達成のため著しく功績のあつた団体又は個人を表彰することを目的とする。
（会員の表彰） 第2条 表彰は、次の各号のいずれかによる。 一 本会又は支部の役職員として通算10年以上在職し、功労のあつた者 二 会員として通算20年以上の在籍者で年齢60歳を超えた者 三 本会又は支部の発展に特に功績のあつたもの 三 その他、特に表彰に値すると理事会において認めたもの 2 支部は、前項の表彰候補者を、本会定時総会前の理事会までに会長へ推薦するものとする。	（被表彰者） 第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行い、個人の場合は暦年で50歳以上とする。 (1) 本会又は支部の役職員として10年以上在職し、功労のあつたもの (2) 特に本会又は支部の発展に功績のあつたもの (3) 建築関係業務の進歩改善に寄与したもの (4) 建築物の質の向上に寄与したもの (5) その他、特に表彰にあたいすると理事会において認めたもの 2 各支部では、毎年4月1日現在の会員数を基礎にし、表彰者数を69名まで1名、70名以上は2名を推薦できるものとする。
（表彰者の決定） 第3条 表彰者は総会前の理事会において、支部より推薦された表彰候補者の中から決定する。	（選考） 第3条 会長は、表彰者の選考についてあらかじめ理事会に諮問するものとする。
（表彰の方法） 第4条 表彰は、表彰状に記念品を添え原則として通常総会で贈呈する。 2 被表彰者が故人の場合は、その遺族に贈呈する。	（表彰の方法） 第4条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添え原則として通常総会で贈呈する。 2 被表彰者が故人の場合は、その遺族に贈呈する。
（記録） 第5条 表彰した場合は、その者の住所、氏名及び業績の概要を表彰台帳に記録し、かつ、本会機関紙においてその旨を掲載する。	（記録） 第5条 表彰した場合は、その者の住所、氏名及び業績の概要を表彰台帳に記録し、かつ、本会機関紙で発表する。
	慶弔規程（従前）
第6条（祝意） 第7条（弔意） 第8条（その他の慶弔） 第9条（改廃） 附則	平成7年12月7日一部改正第1条（趣旨） 第2条（表彰） 第3条（見舞い） 第4条（弔慰） 第5条（職員の慶弔） 第6条（特例） 附則

	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)表彰規定(昭和54年8月1日施行)にもとづき、表彰者に関する祝意並びに会員及び職員に関する慶弔等について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(祝意)</p> <p>第6条 次のいずれかに該当する会員の慶事に対しては、次により本会として祝意を表す。</p> <p>一 国家褒章(叙勲)の場合 祝電及び祝金三万円</p> <p>二 国家褒章(藍綬・紫綬・黄綬)の場合 祝電及び祝金三万円</p> <p>三 大臣表彰の場合 祝電及び祝金一万円</p> <p>四 社会的に名誉ある褒章の場合 祝電</p>	<p>(表彰)</p> <p>第2条 会員が社会的榮譽によって褒章または表彰を受けたときは、次のとおり祝金または記念品を贈るものとする。</p> <p>(1)叙勲 10,000円</p> <p>(2)国家褒章 10,000円</p> <p>(3)大臣賞 10,000円</p> <p>(4)知事賞 10,000円</p> <p>(5)会長賞 10,000円</p>
<p>(弔意)</p> <p>第7条 次のいずれかに該当する会員の弔事に対しては、次により弔意を表す。</p> <p>一 相談役及び正副会長の死亡の場合 弔電、供花、死亡広告及び香料一万円</p> <p>二 その他役員の死亡の場合 弔電及び供花</p> <p>三 会員の死亡の場合 弔電(死亡日から五日以内に本会へ連絡があった場合に限る。)</p>	<p>(見舞い)</p> <p>第3条 会員が次の各号の一に該当する場合は、5,000円の見舞金または見舞品を贈るものとする。ただし、支部長より会長に報告があった場合に限る。</p> <p>(1)1ヶ月以上罹病したとき</p> <p>(2)火災その他の災害を受けたとき</p> <p>(弔慰)</p> <p>第4条 相談役・正副会長本人並びにその配偶者・一親等及び本部理事本人が死亡したときは弔慰金5,000円の他に新聞広告(会葬御礼は省略)並びに供花をすることができる。</p> <p>(職員の慶弔)</p> <p>第5条 本会職員の慶弔については、次のとおりとする。</p> <p>祝意の場合</p> <p>表彰・結婚 10,000円</p> <p>出産 10,000円</p> <p>慶弔の場合</p> <p>本人の死亡 10,000円</p> <p>配偶者、両親、子女の死亡 5,000円</p> <p>災厄・疾病 5,000円</p>
<p>(その他の慶弔)</p> <p>第8条 以上の定めにかかわらず、会長は理事会の承認を経て慶弔の意を表すことができる。</p>	<p>(特例)</p> <p>第6条 この規定に該当しない場合、またはこの規定によりがたい場合は、その都度会長が決定する。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年〇月〇日より、施行する。</p>	

沖縄・九プロ 建築士会 慶弔規定 比較

公益社団法人 沖縄県建築士会 表彰規程（従前）	公益社団法人 福岡県建築士会 会員表彰・慶弔等細則	公益社団法人 熊本県建築士会 慶弔規定	公益社団法人 宮崎県建築士会 運営規程
<p>施行 平成 29 年 1 月 11 日</p> <p>第 1 条(目的) 第 2 条(被表彰者) 第 3 条(選考) 第 4 条(表彰の方法) 第 5 条(記録) (目的) 付則</p>	<p>施行 平成 25 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 章 会員表彰 第 1 条～第 10 条 附則</p>		
<p>第 1 条 この規程は、本会の目的達成のため著しく功績のあつた団体又は個人を表彰することを目的とする。</p>	<p>第 1 条 公益社団法人福岡県建築士会(以下「本会」という)規則第 22 条により、本会に功労の有った者の表彰はこの規定による。</p>		
<p>(被表彰者) 第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行い、個人の場合は暦年で 50 歳以上とする。 (1)本会又は支部の役職員として 10 年以上在職し、功労のあつたもの (2)特に本会又は支部の発展に功績のあつたもの (3)建築関係業務の進歩改善に寄与したもの (4)建築物の質の向上に寄与したもの (5)その他、特に表彰にあたいすると理事会において認めたもの 2 各支部では、毎年 4 月 1 日現在の会員数を基礎にし、表彰者数を 69 名まで 1 名、70 名以上は 2 名を推薦できるものとする。</p>	<p>第 2 条 本会に対する功労とは、次の各号のいずれかによる。 (1)会員として通算 20 年以上の在籍者で年齢 70 歳を超えた者。 (2)本会役員としてその任期中の職務を務めた者。 (3)地域会(支部)役員を通算 4 年以上を務め、地域会(支部)に功労があつた者。 (4)(社)日本建築士会連合会委員として通算 4 年以上を務め、その任期中の職務を務めた者 (5)本会委員会委員として通算 6 年以上を勤め、その任期中の職務を務めた者。 (6)国家またはこれに準ずる褒章を受けた者。 (7)前各号の他、本会に対し特に顕著な功績があつたと理事会で認めた者。</p>		
	<p>第 3 条 前条の功労に対する表彰の表彰権者は会長とする。</p>		
	<p>第 4 条 地域会代表は第 2 条に該当する候補者を、総会前の理事会までに所定の用紙により、会長へ推薦する。</p>		
<p>(選考) 第 3 条 会長は、表彰者の選考についてあらかじめ理事会に諮問するものとする。</p>	<p>第 5 条 表彰者は総会前の理事会において、地域会代表より推薦された候補者の中から決定する。</p>		
<p>(表彰の方法)</p>	<p>第 6 条 表彰は毎年 1 回、定時総会時に行う。</p>		

第4条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添え原則として通常総会で贈呈する。 2 被表彰者が故人の場合は、その遺族に贈呈する。			
	第7条 表彰は会長が表彰状を授与して行う。 この場合、正副会長会で協議し副賞を添えることができる。		
(記録) 第5条 表彰した場合は、その者の住所、氏名及び業績の概要を表彰台帳に記録し、かつ、本会機関紙で発表する。			
	第8条 同一の表彰事由に対しては、原則として重複して表彰しない。		
	第9条 表彰に該当する者が、第5条の日以前に死亡した場合、または退会した時は、その死亡・退会の日にかかのぼって表彰することができる。死亡した者に対する表彰はその者の遺族に対して行う。		
	第10条 第2条に準ずる該当者で、地域会代表または理事が特に表彰を希望する場合は、その理由を付して表彰権者に上申することができる。この取扱は、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に倣う。		
社団法人 沖縄県建築士会 慶弔規程 (従前)			
平成7年12月7日一部改正 第1条(趣旨) 第2条(表彰) 第3条(見舞い) 第4条(弔慰) 第5条(職員の慶弔) 第6条(特例) 附則	第2章 会員慶弔等 第11条～第15条 附則	施行 平成25年5月24日 第1条(目的) 第2条(慶事) 第3条(弔意・見舞い) 第4条(役員退任謝礼) 第7条(その他の慶弔) 第6条(改廃) 附則	施行 平成26年4月1日 第1条(目的) 第2条(慶事) 第3条(弔意) 附則
(趣旨) 第1条 この規定は、社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)表彰規定(昭和54年8月1日施行)にもとづき、表彰者に関する		(目的) 第1条 この規定は、定款第25条第2項の規定、本会会員及び職員の慶弔にかかわる金品の贈呈について定める。	(目的) 第1条 この規定は、本会会員及び職員の慶弔にかかわる金品の贈呈について定める。

<p>祝意並びに会員及び職員に関する慶弔等について必要な事項を定めるものとする。</p>			
<p>(表彰) 第2条 会員が社会的榮譽によって褒章または表彰を受けたときは、次のとおり祝金または記念品を贈るものとする。 (1)叙勲 10,000円 (2)国家褒章 10,000円 (3)大臣賞 10,000円 (4)知事賞 10,000円 (5)会長賞 10,000円</p>	<p>第11条 会員の慶事に対しては、次のいずれかに該当する場合は、本会として祝意を表す。 (1)国家褒章(叙勲) 祝電及び祝金 50,000円 (2)国家褒章(藍綬・紫綬・黄綬) 祝電及び祝金 30,000円 (3)大臣表彰 祝電及び祝金 10,000円 (4)社会的に名誉ある褒章 祝電 (5)結婚 祝電</p>	<p>(慶事) 第2条 慶事にかかわる金品の贈呈は、次のとおりとする。 (1)会員が叙勲または国家褒章、大臣表彰を受けたときは、10,000円相当の記念品を贈って祝意を表す。 (2)会員がその他の表彰を受けた場合は、理事会の承認を受け、適当額の金品を贈呈することができる。</p>	<p>(慶事) 第2条 慶事にかかわる金品の贈呈は、次の通りとする。 (1)会員が連合会表彰を受けたときは、総会において10,000円相当の記念品を贈って祝意を表す。</p>
<p>(見舞い) 第3条 会員が次の各号の一に該当する場合は、5,000円の見舞金または見舞品を贈るものとする。ただし、支部長より会長に報告があった場合に限る。 (1)1ヶ月以上罹病したとき (2)火災その他の災害を受けたとき (弔慰) 第4条 相談役・正副会長本人並びにその配偶者・一親等及び本部理事本人が死亡したときは弔慰金5,000円の他に新聞広告(会葬御礼は省略)並びに供花をすることができる。 (職員の慶弔) 第5条 本会職員の慶弔については、次のとおりとする。 祝意の場合 表彰・結婚 10,000円 出産 10,000円 慶弔の場合 本人の死亡 10,000円 配偶者、両親、子女の死亡 5,000円 災厄・疾病 5,000円</p>	<p>第12条 会員の弔事に対しては、会員が死亡した場合は、次により本会として弔意を表す。 (1)役員弔電、献花及び弔意金 10,000円 (2)会員弔電(原則として死亡日から5日以内に本会へ連絡があった場合)</p>	<p>(弔意・見舞い) 第3条 会員及び職員が死亡、疾病、災厄、ならびに家族の不幸などの場合は、次の金品を贈って弔意および見舞いの意を表すことができる。 (1)疾病は1ヶ月以上の入院加療または3ヶ月以上の自宅療養で本会に連絡があった場合に限る。 (2)災厄は、身命財産に著しい災害をこうむったときとする。 (その他の慶弔) 第7条 以上の定めにかかわらず、会長は理事会の承認を経て慶弔の意を表すことができる。</p>	<p>(弔意) 第3条 会員及び職員が死亡した場合は、次の金品を贈って弔意を表すことができる。 本人 役員*1 香料5,000円 電報2,000円程度 供花 会員 香料5,000円 電報2,000円程度 職員*2 香料5,000円 電報2,000円程度 *1 役員とは、名誉会長、顧問、理事及び監事を指す。 *2 職員の場合は、配偶者及び1親等までを含む。</p>
		<p>(役員退任謝礼) 第4条 本会の役員(理事、監事)を退任した場合は、在任期間により次の記念品を贈呈することができる。 在任期間10年以上の場合 20,000円相当</p>	

		在任期間 10 年未満の場合 10,000 円相当	
	<p>第 13 条 会員が次のいずれかに該当する場合は、本会として見舞いを行う。</p> <p>(1) 役員が 1 ヶ月以上の長期療養のため入院した場合 見舞金 10,000 円</p> <p>(2) 会員が災害により事業所・自宅が被害を受けた場合、正副会長会で協議のうえ実情に応じ見舞金を贈る</p>		
<p>(特例)</p> <p>第 6 条 この規定に該当しない場合、またはこの規定によりがたい場合は、その都度会長が決定する。</p>	<p>第 14 条 第 11 条・第 12 条・第 13 条(1)号によりがたい場合、もしくはこの規定に定めのないものについては、正副会長会で協議のうえ対応し、その経過及び結果をその直後の理事会に報告する。</p> <p>第 15 条 第 11 条・第 12 条・第 13 条の取り扱いは、会長または地域会代表が速やかに行う。</p>		
		<p>(改廃)</p> <p>第 6 条 この規定の改廃は、理事会の決議による。</p>	